

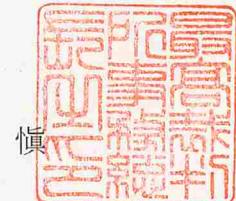
最高裁秘書第1017号

令和2年3月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書不開示通知書

令和元年12月10日付け（同月12日受付、第014550号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

72期司法修習生について、罷免事由別に司法修習生を罷免された人の数が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）